

T&M通信

～税務と経営～

今月の経営チェックポイント

- 納期特例事業者の方の源泉所得税の納付月です。
平成28年7～12月分の納付が必要です。（納期限は1月20日）
※この期限までに納付しなければ延滞税や不納付加算税がかかります。
お気をつけください。
納期の特例を受けていない事業者の方につきましては当月の納期限は1月10日です。
お間違えのないようお気をつけください。
- 給与支払報告書、法定調書合計表等の提出月です。（提出期限は1月31日）
- 償却資産税の申告月です。（申告期限は1月31日）
- 個人の道府県民税・市町村民税の第4期分の納付期限月です。（納期限は1月31日）
- 労働保険料の延納申請している場合の第3期分の納期限は1月31日です。
- 1月、2月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をしてください。
- 今月の祝日は9日（月）が成人の日です。

謹賀新年

税理士 田中彰

新年おめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。
大晦日・元旦が土曜・日曜で休暇も比較的短く、年末年始を慌ただしく過ごされた方も多いのではないのでしょうか。ちなみに本年2017年も大晦日が日曜日で年末年始の休暇は短め？です。しかし、消費税率の引上げが予定されている2019年は12月28日が土曜日で翌年1月5日の日曜日まで連続9日間の休みとなるのでしょうか。正月早々、気の早い話ですみません。当初、消費税率10%への引上げは本年2017年4月の予定でしたが、2019年10月まで延期されました。消費税に関しては穏やかに過ごせそうな年です。

さて、オックスフォード大学の論文によると私たちの基幹業務である経理代行や税務申告は10年から20年で無くなる仕事に挙げられています。AI（人工知能）の進展により、これが処理することになるのでしょうか。半面、発生・増加する仕事としては、①家庭にも普及するロボットについてのアドバイザー、②複雑化する情報社会において整理単純化する専門家、③急激に変化する世界で人間の内面的な課題を解決するマインドインストラクターなどが考えられるそうです。

そんな訳で、私たちの仕事も質的に変化しなければならないと事務所で言い続けている今日この頃です。私たちはお客様の税金や経営の悩み、時には人生のいろいろな相談も受けられる会計人を目指していきたいと考えています。私事になりますが、昨年は母が亡くなり、二人の子供は結婚して独立したので夫婦二人の生活に戻りました。機会があれば家にもお越しくください。一つ気がかりは92歳になる義父がひとり三田

市で暮らしていることですが、迷惑をかけまいと脳や身体のトレーニングを行い今のところ元気です。その姿は私自身の目標でもあります。

最後になりましたが、本年が皆様にとり良き年になりますようお祈り申し上げます。

●有給休暇について

明けましておめでとうございます。

一年の計は元旦にありと申しますが、年初であるこの月に有給休暇の取得について考えてみませんか。

有給休暇の取得は労働者の権利であり、付与は雇用主の義務であります。正社員なら雇用 6 か月後から年 10 日、その後 1 年目に 11 日と増えていき年 20 日まで付与されます。この 20 日・・・なかなか使いきれませんよね。労働者側もせっかくの権利を無駄にしないために年始に有給休暇の計画的な利用を考えてみるよう、社内で検討されてはいかがでしょうか。また、有給休暇は時間単位でも取得することが可能です。

参照：厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp>

厚生労働省有給休暇ハンドブック

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/dl/040324-17a.pdf>

(文責 中澤 里美)

●償却資産税の申告

1 月は償却資産の申告月です。

毎年 1 月 1 日現在で土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、減価償却の対象となる資産を所有している方は申告する必要があります。

特に建物附属設備については、自己所有の建物について行った場合と、賃貸物件について行った場合では、償却資産の対象となるか、固定資産（家屋）対象となるかが異なります。

賃貸物件について、造作設備を行った場合は、償却資産の対象となる可能性が高いと思われますので、申告漏れにご注意ください。

詳しくは京都市の HP をご確認ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000052941.html>

(文責 竹次 貴)

●「住宅借入金等特別控除」について

住宅ローン減税制度とは、個人が住宅ローンを利用してマイホームの新築、取得、増改築等を行い、自分の居住用とした場合、年末のローン残高又は住宅の取得価格のうち少ない方の 1% が 10 年間、所得税の額から控除されます。所得税で控除しきれない場合は住民税からも一部控除されます。

住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、初年度（1 年目）は一定の書類を添付して確定申告をしなければなりません。2 年目からは年末調整で特別控除を受けることができます。もし、年末調整により控除漏れの場合でも 5 年前までの確定申告が可能です。確定申告期限は 3 月 15 日までとされていますが、税金の還付申告の場合は一年中いつでも申告できます。

(文責 田中 恵子)